

第 1 1 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出

中間市長 松下 俊男

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中間市議会委員会条例の一部改正)

第1条 中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「、副委員長」を「及び副委員長」に改める。

第14条第2項中「委員会」を「、委員会」に改める。

第17条中「委員は、自己若しくは」の次に「自己の」を加える。

第18条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に、「及び監査委員」を「、監査委員」に、「並びに」を「及び」に改める。

第22条第2項及び第28条第2項中「及び意見」を「、意見」に改める。

(中間市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 中間市特別職報酬等審議会条例(昭和39年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第3条第1項中「10名」を「10人」に、「、その住民」を「及びその住民」に改める。

第6条中「総務課」を「総務部総務課」に改める。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、副市長」を削り、同条中第53号を第54号とし、第31号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、第30号を削り、第29号を第31号とし、第26号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第25号中「公務災害審査会」を「公務災害補償等審査会」に改め、同号を同条第27号とし、同条第24号中「公務災害認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第23号を第25号とし、第11号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、同条第10号中「民生委員推せん会」を「民生委員推薦会」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「教育長を除く」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 副市長

(3) 教育長

第2条中「前条第1号」の次に「から第3号まで」を加える。

第4条中「例による」を「規定を準用する」に改める。

第5条第2項中「6ヶ月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5ヶ月」を「5か月」に改め、同項第3号中「3ヶ月」を「3か月」に、「5ヶ月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3ヶ月」を「3か月」に改める。

第6条中「第1条第2号から第52号まで」を「第1条第4号から第54号まで」に改める。

第7条中「前条」を「前条の」に、「例による」を「規定を準用する」に改める。

別表第1に次のように加える。

教育長	646,000円
-----	----------

別表第2教育委員会の委員の項を次のように改める。

教育委員会の委員	573,600円	
----------	----------	--

別表第2中「民生委員推せん会」を「民生委員推薦会」に、「公務災害認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に、「公務災害審査会」を「公務災害補償等審査会」に改め、同表電子計算組織管理運営審議会の委員の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(中間市議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の中間市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の中間市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。
(中間市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の中間市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の中間市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の中間市特別職職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の中間市特別職職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

(第1条関係)

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員長及び副委員長の辞任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、<u>委員会</u>を招集しなければならない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは<u>自己の</u>父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(委員長、副委員長の辞任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は<u>委員会</u>を招集しなければならない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第18条 (略)</p>

2・3 (略)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員及びその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(参考人)

第28条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 (略)

2・3 (略)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(参考人)

第28条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 (略)

(第2条関係)

中間市特別職報酬等審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び<u>教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>10人</u>をもって組織し、その委員は、中間市の区域内の公共的団体等の代表者<u>及びその住民</u>のうちから必要の都度、市長が任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長<u>及び副市長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を<u>聞く</u>ものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>10名</u>をもって組織し、その委員は、中間市の区域内の公共的団体等の代表者、<u>その住民</u>のうちから必要の都度、市長が任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

(第3条関係)

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 市長</p> <p>(2) <u>副市長</u></p> <p>(3) <u>教育長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育委員会の委員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>民生委員推薦会の委員</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 市長、<u>副市長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育長を除く教育委員会の委員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>民生委員推せん会の委員</u></p>

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) 公務災害補償等認定委員会の委員

(27) 公務災害補償等審査会の委員

(28) (略)

(29) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) 公務災害認定委員会の委員

(25) 公務災害審査会の委員

(26) (略)

(27) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(36) (略)

(37) (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) 中間市電子計算組織管理運営審議会の委員

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(36) (略)

(37) (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(46) (略)

(47) (略)

(48) (略)

(49) (略)

(50) (略)

(51) (略)

(52) (略)

(53) (略)

(54) (略)

(常勤職員の給料)

第2条 前条第1号から第3号までに掲げる特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）には、別表第1の区分により給料を支給する。

(給料等の支給方法)

第4条 給料及び地域手当の支給方法は、中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）第6条及び第7条の規定を準用する。

(45) (略)

(46) (略)

(47) (略)

(48) (略)

(49) (略)

(50) (略)

(51) (略)

(52) (略)

(53) (略)

(常勤職員の給料)

第2条 前条第1号に掲げる特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）には、別表第1の区分により給料を支給する。

(給料等の支給方法)

第4条 給料及び地域手当の支給方法は、中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）第6条及び第7条の例による。

(期末手当)

第5条 (略)

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在において常勤の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額をその基礎額として、6月に支給する場合には100分の142.5、12月に支給する場合には100分の152.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(非常勤職員の報酬)

第6条 第1条第4号から第54号までに掲げる特別職の職員 (以下「非常勤職員」という。) には、別表第2の区分により報酬を支給する。

(期末手当)

第5条 (略)

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在において常勤の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額をその基礎額として、6月に支給する場合には100分の142.5、12月に支給する場合には100分の152.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

(非常勤職員の報酬)

第6条 第1条第2号から第52号までに掲げる特別職の職員 (以下「非常勤職員」という。) には、別表第2の区分により報酬を支給する。

(支給条件及び支給方法)

第7条 前条の報酬の支給条件及び支給方法については、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号）第3条の規定を準用する。

別表第1（第2条関係）

区分	給料月額
市長	888,000円
副市長	724,000円
教育長	646,000円

別表第2（第6条関係）

区分		報酬	
		報酬年額	報酬日額
監査委員	議選	493,100円	
	識見	1,223,600円	
教育委員会の委員		573,600円	
(略)			
民生委員推薦会の委員			4,200円
(略)			
公務災害補償等認定委員会の委員			4,200円
公務災害補償等審査会の委員			4,200円

(支給条件及び支給方法)

第7条 前条報酬の支給条件及び支給方法については、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号）第3条の例による。

別表第1（第2条関係）

区分	給料月額
市長	888,000円
副市長	724,000円

別表第2（第6条関係）

区分		報酬	
		報酬年額	報酬日額
監査委員	議選	493,100円	
	識見	1,223,600円	
教育委員会の委員	委員長	700,100円	
	委員	573,600円	
(略)			
民生委員推せん会の委員			4,200円
(略)			

(略)		
小中学校通学区域審議会の委員		4,200円
(略)		

公務災害認定委員会の委員		4,200円
公務災害審査会の委員		4,200円
(略)		
小中学校通学区域審議会の委員		4,200円
電子計算組織管理運営審議会の委員		4,200円
(略)		